

岩手県選挙管理委員会告示第101号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日（以下「ポスター掲示開始日」という。）を次のとおり定める。

平成24年12月4日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

ポスター掲示開始日 平成24年12月4日